

泉崎村水害ハザードマップ作成委託業務仕様書

1 業務名称

泉崎村水害ハザードマップ作成委託業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

3 業務目的

本業務は、泉崎村で想定される洪水、内水氾濫等の災害リスク及び災害時における避難行動や平常時における事前対策について、村民の理解を深め、災害時における円滑かつ適切な避難行動につなげることで、災害発生時における被害を回避又は最小限に留めることに資することを目的とし、水害ハザードマップを作成するものである。

4 仕様書の位置づけ

本仕様書は、泉崎村水害ハザードマップ作成委託業務の企画提案者を公募するにあたって、事業者を求める業務内容を整理したものである。

5 遵守すべき法令等

受注者は、本業務を実施するにあたり、契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 防災基本計画
- (6) 福島県地域防災計画
- (7) 泉崎村地域防災計画
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省）

- (9) 市町村のための水害対応の手引き（令和4年5月 内閣府）
- (10) 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府）
- (11) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
- (12) その他関連法令並びに省令・通達・マニュアル

6 提出書類

受注者は、業務の着手にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 業務担当者の選任届
- (5) その他、発注者が必要と認める書類

7 プロジェクト管理

受注者は業務を的確に遂行するため、適切なプロジェクト管理を行うこと。また、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、納品成果物の品質に影響すると思われる場合や、工程及び進捗に変更が生じるとと思われる場合は、速やかに発注者に報告、協議しなければならない。

8 関係機関との協議

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

9 業務の内容

受注者は以下のとおり水害ハザードマップを作成すること。なお、着手前に発注者と綿密に協議を行い、紙面への掲載事項、デザイン、構成等について発注者の意向を十分に理解した上で業務に着手し、原案を作成すること。なお、着手後に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行うこと。受注者が作成した原案は、遅滞なく発注者へ共有し、内容について協議を行い、発注者が示す内容の変更・修正等により校正を行うこと。なお、校正は3回程度とする。

(1) 地図紙面の作成

ア 背景地図は、直近1年以内に更新された白地図を使用することとし、国土地理院発行の基盤地図情報相当の精度を有すること。また、縮図は全ての建物の形状が確認できることとし、縮尺は原則1万分の1以上とすること。

イ 地図紙面に掲載する情報は、水害ハザードマップ作成の手引きの記載内容を基本とし、発注者が指示する内容とする。なお、掲載するハザード情報は以下のものを予定しており、発注者から shape 形式で貸与する。

(ア) 阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

(イ) 阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

(ウ) 阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域 河岸浸食）

(エ) 阿武隈川水系泉川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

ウ 地図紙面は、発注者が指示した内容を視覚的に分かりやすく表示し、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用して作成すること。

(2) 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。

ア 泉崎村水害ハザードマップ（B4判冊子両面カラー） 2,500部

イ 泉崎村水害ハザードマップ原案データ(AI形式、PDF形式) 1式

ウ ホームページ等掲載用電子データ(PDF形式) 1式

(3) 印刷・製本

印刷・製本の仕様は企画提案書をふまえて、発注者、受注者協議の上決定する。

(4) 納品

ア 印刷・製本された成果物を 50 部または 100 部ごとに梱包し、納品すること。

イ (4)イ及び(4)ウのデータを電子媒体に格納し納品すること。

10 成果物の帰属

著作権をはじめとする本業務の成果物における一切の権利は発注者に帰属するものとし、紙面の全部又は一部、デザイン、見出し、写真等の一切を他の印刷物に使用することを禁止する。

ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、留保されるものとする。

11 費用負担

本業務に必要なイラスト作成料、地図利用にかかる使用料及び複製使用料、運搬料、その他必要な経費については、全て受注者の負担とする。

12 納品場所

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地

泉崎村役場 住民生活課

13 その他

(1) 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。

- (2) 本業務の履行に当たり、使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得るものとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、本業務中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、内容、状況を発注者に報告し、指示に従うものとする。
- (5) 本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合は、受注者と発注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。